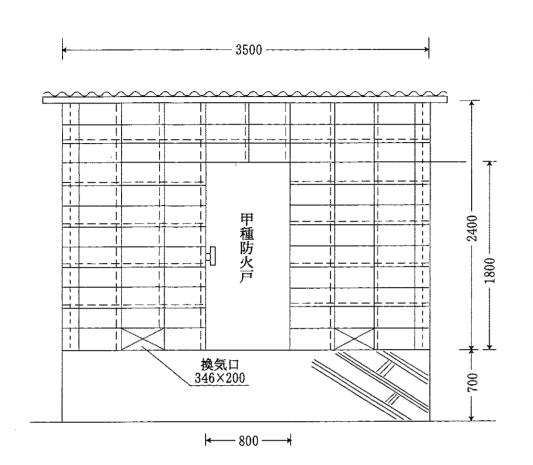
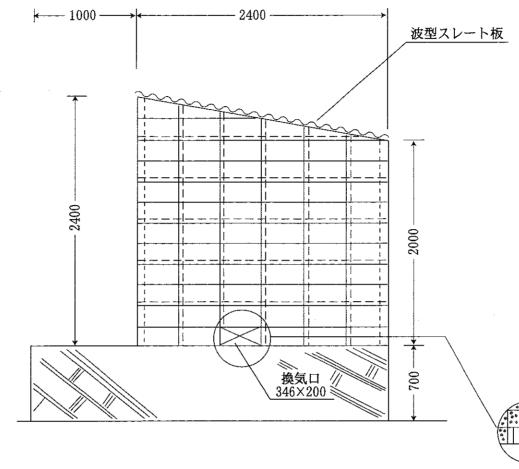
容器置場の構造を示す図面

(例)





- 1. 屋 根 波型スレートぶき
- 2. 土 間 コンクリート
- 3. ブロック B種 400×200×150mm

(空間部モルタル充填)

4. 扉 甲種防火戸 (1800×900mm)

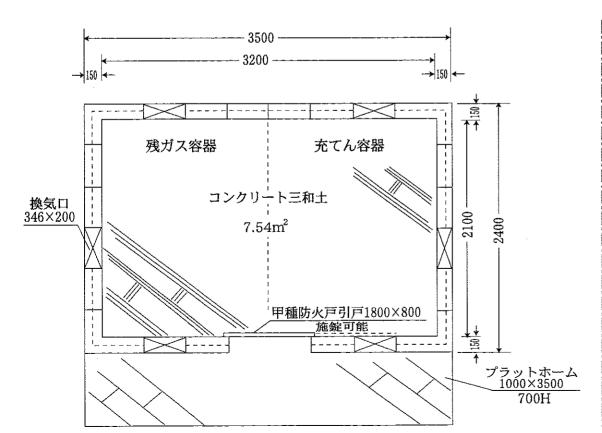
鉄板戸 3.2mm 施錠可能

5. 鉄 筋 縦横共 φ9mm、400mm間隔

6. 換 気 口 346×200mm 6ケ所

7. 縮 尺 $S = \frac{23}{1000}$

- * 鉄筋、換気口、屋根、土台等正確に
- * 積雪地帯は、雪により換気口が塞がらないように、 床面を地盤面より高くするな等充分に考慮してくだ さい。



* 注意事項

1 工事施工

工事施工は必ず許可がおりてから始めてください。これは法令で定める技術上の基準に、その容器置場が適合するかどうかを図面で検討するためで、もし先に工事を進めてできあがった販売施設が、基準に適合していなければ取り壊し、 改築改造をしなければならないことを避けるためです。それは日数と金額の無駄になります。

2 撮影上

- (1) 写真から確認を得たい事柄
- (イ) 縦横40cm以内に9mm以上の鉄筋が配列されているかどうか。
- (ロ) 縦筋、横筋の交叉点(ぶつかるところ)で結束(溶接、針金等)されているかどうか。
- (ハ) 隅部の鉄筋が連結(溶接等によって)されているかどうか。
- (二) 縦筋と臥梁部の鉄筋が結束(針金等)されているかどうか。
- (ホ) ブロックの空洞部にコンクリート・モルタルが充てんされているかどうか。
- (2) ブロックの段数がわかるように撮影する。
- (3) 基礎部はコンクリートを流し込む前に1枚の鉄筋状態を撮影する。
- (4) 臥梁部も(ハ)と同様。
- (5) 写真撮影は必ず発注者が撮ること。やむを得ない場合はこの限りではありません。